平成２２年（フ）第９９号
千葉県木更津市万石140番地２　13号
債務者　秦野栄太郎
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１０２号
千葉県袖ケ浦市林918番地23
債務者　髙名　浩市
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第４０６号
埼玉県八潮市八潮６丁目３番地１　埼中コーポ105
債務者　川崎　和美
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４１５号
埼玉県越谷市大字上間久里60番地10
債務者　川口美枝子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４４８号
埼玉県所沢市大字下安松156番地の11
債務者　坂大　正雄
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５３５号
埼玉県入間市大字小谷田1666番地４　ＧＨ809
債務者　石田由美子（旧姓大黒）
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５７２号
埼玉県所沢市大字松郷81番地の43
債務者　大石　円帝
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５７３号
埼玉県所沢市大字松郷81番地の43
債務者　大石　孝子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２５号
埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野487番地
債務者　楠　　政晴
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第１２９号
千葉県山武郡大網白里町季美の森南１丁目19番地９
債務者　石川　正美（旧姓海藤）
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１３０号
千葉県山武郡大網白里町季美の森南１丁目19番地９
債務者　石川美祐紀（旧姓加瀬）
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第５２０号
北海道北広島市大曲並木３丁目18番地４
債務者　河瀬　菊枝
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８９１号
北海道石狩市花畔４条１丁目48番地
債務者　工藤　浩史
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９４８号
北海道江別市大麻中町25番地　道住Ａ―２―203
債務者　斉藤　静枝
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０９９号
札幌市豊平区豊平７条８丁目１番１―107号
債務者　波多野琴子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１３２号
札幌市豊平区平岸２条７丁目４番17―204号
債務者　榊　　広子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１６２号
札幌市東区北22条東２丁目１番34号
債務者　中野渡幸彦
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１６５号
札幌市南区真駒内柏丘３丁目１番32号　リバーサイドさくら207号
債務者　土門　昭則
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部